

南信州管内で活用されている主な農業農村整備事業 実施要件一覧

【県営事業】

事業主体	事業名	タイプ	負担割合			実施要件	備考
			国	県	地元		
県	県営かんがい排水事業	基幹水利施設保全型 (ソフト)	50	25	25	《機能保全計画策定》 ・「基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」に選定された施設であること	
		基幹水利施設保全型 (ハード)	50	25	25	《機能保全計画に基づく対策工事》 ・国・県営事業により造成された農業用排水施設であること ・施設機能の向上を主な目的としないもの ・機能保全計画等が策定されていること ・末端支配面積100ha以上（畑地20ha以上）	
県	県営中山間地域総合整備事業	一般型	55	30	15	【地域指定要件】 ・中山間地域注）又はそれらの地域を含む市町村であって、林野率が50%以上、主傾斜1/100以上の農地面積が50%以上を占める地域 【事業実施要件】 ・農業生産基盤整備事業の事業種類（水路、農道など）を2以上実施 ・受益面積60ha以上（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の農地面積50%以上の場合、受益面積の合計が20ha以上）	
県	地すべり対策事業	地すべり防止工事	50	50		・地すべり防止区域内で実施する地すべり防止工事 ・総事業費7,000万円以上	
		地すべり防止施設長寿命化対策	50	50		・施設長寿命化計画が策定されていること ・総事業費800万円以上	
県	県営農村地域防災減災事業	用排水施設整備事業	50 55*	29 29*	21 16*	《水路》 次のいずれかを満たすこと (1)山腹部に築造された水路であり、土砂崩壊又は山地流域からの流入等により、下位部の農用地、農業用施設又は人家等に被害を与えるおそれのあるもの (2)盛土部又は軟弱地盤上に築造された水路であり、漏水又は脆弱化による用排水機能の低下により、周辺の農用地、農業用施設又は人家等に被害を与えるおそれのあるもの (3)一連の効用を有する水路のうち、トンネル部の崩壊の危険が顕著であり、早急に補強等を要するもの (4)サイフォン、水路橋又は暗渠等の損傷により、周辺の農用地その他に被害を与えるおそれのあるもの ・受益面積20ha以上、総事業費800万円以上（中山間地域を含む市町村の場合：受益面積10ha以上、総事業費800万円以上）	

*は中山間地域の補助率を示す注）中山間地域とは、過疎、山振、特定農山村の指定地域のこと

南信州管内で活用されている主な農業農村整備事業 実施要件一覧

【団体営事業】

事業主体	事業名	タイプ	負担割合			実施要件	備考
			国	県	地元		
市町村 改良区	農業水路等長寿命化・防災減災事業	機能発揮対策 (調査計画等)	100	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・国営造成施設と一体となる農業水利施設、又は、国庫補助事業により造成された農業水利施設であること ・上限1,000万円 	
		長寿命化対策	50 55*	14	36 31*	<ul style="list-style-type: none"> ・国営造成施設と一体となる農業水利施設、又は、国庫補助事業により造成された農業水利施設であること ・事業費200万円以上 ・受益者数2者以上 ・事業工期3年以内 	
市町村	農地耕作条件改善事業	地域内農地集積型	50 55*	14	36 31*	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業の重点実施区域であること ・事業費200万円以上 ・受益者数2者以上 ・事業工期3年以内 	

*は中山間地域の補助率を示す注) 中山間地域とは、過疎、山振、特定農山村の指定地域のこと

【環境部所管事業（団体営）】

事業主体	事業名	タイプ	負担割合			実施要件	備考
			国	県	地元		
市町村	農山漁村地域整備交付金 [農業集落排水事業]	機能保全 (機能診断、最適整備構想の策定)	100	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設を有効活用すると認められるもの ・施設機能の向上を主な目的としないもの ※機能診断：200万円/施設が上限 ※最適整備構想の策定：処理区数×100万円+200万円/構想が上限 	
		調査診断	50	—	50	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の更新または改造の要否、工法についての調査診断 (施設の重要度などから判断して耐震診断を行うことも可能) 	
		改築工事	50	—	50	<ul style="list-style-type: none"> ・改築に要する費用が200万円以上かつ次のいずれかの要件に該当するもの ①維持管理が適切に行われ、供用開始後7年以上 ②既存施設を取り巻く条件または環境の変化がある ※資源循環促進計画及び事業計画の策定、提出が必要 	